

# 新ごみ処理施設整備及び運営事業

## 入札説明書

令和6年10月

(令和7年1月修正)

東金市外三市町清掃組合



## 目次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 公共施設等の管理者等の名称	2
	(3) 本件事業の目的	2
	(4) 公共施設等の概要	2
	(5) スケジュール（予定）	7
	(6) 法令等の遵守	7
第3	入札参加に関する条件等	8
1	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
	(1) 入札参加者の構成等	8
	(2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件	8
	(3) 構成企業の制限	10
	(4) 入札参加資格の確認	11
2	その他の要件	12
	(1) S P Cの設立に関する要件	12
	(2) 建設工事請負契約の締結に関する要件	12
第4	入札の手続等	13
1	入札の手続	13
	(1) 募集要項の公表	13
	(2) 募集要項に関する質問の受付	13
	(3) 募集要項に関する質問への回答の公表	13
	(4) 現地確認	13
	(5) 入札参加表明書等の提出	14
	(6) 入札参加表明書等の確認結果の通知	14
	(7) 対面的対話（希望する場合は現地確認も可）	14
	(8) 入札の辞退	15
	(9) 技術提案書・入札書の提出	15
	(10) 提案書ヒアリングの実施	15
	(11) 開札	15
	(12) 本件事業を担当する課	16
	(13) 入札・契約事務を担当する課	16
2	入札参加に関する留意事項	16
	(1) 公正な入札の確保	16
	(2) 入札書の書換え等の禁止	17
	(3) 入札の延期等	17
	(4) 入札参加者が1者の場合の措置	17
	(5) 入札の無効	17
	(6) 費用の負担	17
	(7) 使用言語、単位及び通貨	17
	(8) 技術提案書の取り扱い	17
	(9) 本組合の提供する資料の取り扱い	18
	(10) 入札保証金及び契約保証金	18
	(11) 契約条項等の閲覧	18
3	予定価格及び入札書比較価格	18
第5	事業者の選定	19
1	落札者の決定	19
	(1) 資格審査	19
	(2) 提案審査	19

(3) 入札価格の審査 .....	20
(4) 総合評価 .....	20
(5) 入札結果の公表 .....	20
2 契約手続等 .....	20
(1) 基本協定の締結 .....	20
(2) S P C の設立 .....	20
(3) 建設工事特定共同企業体の結成 .....	21
(4) 契約内容に関する協議 .....	21
(5) 契約の締結 .....	21
(6) 契約を締結しない場合 .....	21
(7) 費用の負担 .....	21
第6 入札提出書類 .....	22
1 入札参加表明時の提出書類 .....	22
2 入札辞退時の提出書類 .....	22
3 技術提案書 .....	22
4 入札時の提出書類 .....	22
5 確認事項回答書に係る提出書類 .....	23
6 落札者として決定された者の提出書類 .....	23
第7 提出書類作成要領 .....	24
1 一般的事項 .....	24
2 技術提案書 .....	24
3 入札書 .....	24
第8 その他 .....	25
1 必要事項等の追加 .....	25
2 情報公開及び情報提供 .....	25
別図1 建設予定地位置図 .....	26
別図2 事業スキーム図 .....	27
別図3 入札書の提出用封筒 .....	28
別紙1 本件事業に係るリスク分担 .....	29

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	新ごみ処理施設の建設工事及び運営管理業務について、DBO方式により事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を期待する「新ごみ処理施設整備及び運営事業」をいう。
本件施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか管理棟、計量棟、一般持ち込みごみ回収所、洗車棟等の付属建物、敷地内外構施設等の敷地内の設備、建築物及びその他付帯設備によって構成する新ごみ処理施設をいう。
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備等を収納する建屋をいう。
管理棟	本組合職員用諸室及び本件業務に従事する運営管理事業者が勤務するための諸室を備えた管理事務所としての機能を備える建屋をいう。なお、工場棟と管理棟を合棟とすることも提案により可とする。
一般持ち込みごみ回収所	本件施設に搬入された一般持ち込みごみを、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設へ移送するために一時的に受け入れる建屋をいう。
プラント	本件施設のうち処理対象物の処理に必要な設備（プラント機械設備等）を総称していう。
建築物等	本件施設のうちプラントを除く設備、建屋等の建築物及び敷地内外構施設等を総称していう。
本件工事	本件施設の建設工事について、実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（性能発注方式）により実施する「新ごみ処理施設建設工事」をいう。
本件業務	本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に性能発注方式により実施する「新ごみ処理施設運営管理業務」をいう。
DBO方式	施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。
DB+O方式	公共が起債や交付金等により、施設整備に必要な費用を自ら資金調達し、設計・建設業務については設計・建設企業に発注し、維持管理・運営業務については10～20年間の長期包括委託により民間事業者が発注するものをいう。
入札参加者	本件事業の入札に参加する企業グループをいう。
事業者	本組合と本件事業の基本契約を締結する者をいう。
設計施工事業者	本組合と建設工事請負契約を締結する当事者で、代表企業を代表者とする建設JVとする。

用語	定義
運営管理事業者	本組合と運営管理業務委託契約を締結する当事者で、本件業務を担当するSPCをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	構成企業のうち入札参加者を代表し、本組合との交渉窓口となる企業をいう。
構成員	構成企業のうち本件業務のために設立するSPCへ出資する企業をいう。
協力企業	構成企業のうち代表企業と構成員を除く企業をいう。
プラント設計施工企業	構成企業のうちプラントの設計施工を担当する企業をいい、代表企業とする。なお、プラントの設計施工をエネルギー回収型廃棄物処理施設を担当する企業とマテリアルリサイクル推進施設を担当する企業で分担する場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設を担当する企業を代表企業とする。
建築物等設計企業	構成企業のうち建築物等の設計を担当する企業をいう。
建築物等施工企業	構成企業のうち建築物等の施工を担当する企業をいう。
運営企業	構成企業のうち運営管理事業者から本件業務を受託する企業をいう。
建設JV	本件工事について、一定の要件を満たす企業によって設立する特定共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表者となる特定共同企業体とする。
設計JV	建築物等の設計を2者の構成企業で共同して担当する場合に設立する特定共同企業体をいう。
SPC	構成員が株主となって設立する本件業務を行うための特別目的会社(Special Purpose Company)をいう。代表企業の出資比率はSPCの議決権の過半数(51%以上)を占める出資額としなければならない。
落札候補者	事業者選定検討委員会において、本組合が定める基準等に基づき落札候補者として選定された者をいう。
落札者	本件事業の入札において、本組合が定める基準等に基づき落札者として決定された者をいう。
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配付する入札説明書、落札者決定基準、建設工事要求水準書、運営管理業務要求水準書及び契約書案等の書類をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。

用語	定義
建設工事要求水準書	本件工事に関する要求水準書である「新ごみ処理施設整備及び運営事業 建設工事要求水準書」をいう。
運営管理業務要求水準書	本件業務に関する要求水準書である「新ごみ処理施設整備及び運営事業 運営管理業務要求水準書」をいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。
基本協定	落札者の決定後、本件事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本組合と落札者の間で締結する協定をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約及び運営管理業務委託契約の3つの契約の総称をいう。
基本契約	事業者の本件事業を一括して発注するために、本組合と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本組合と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
運営管理業務委託契約	基本契約に基づき、本組合と運営管理事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。
入札提出書類	本件事業における入札において入札参加者が提出する、入札参加表明書、技術提案書及び入札書等の書類をいう。

## 第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、東金市外三市町清掃組合（東金市、大網白里市、九十九里町、山武市（ただし、山武市は本件事業には参加しない。））（以下「本組合」という。）が、PFI法に準じて特定事業として選定した本件事業を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に配布するものである。本件事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、募集要項に含まれる次の文書は、本入札説明書と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たっては募集要項を精読の上、遺漏の無いように努めること。

なお、募集要項は、先に本組合が公表した「実施方針」及び「要求水準書（案）」並びに「実施方針等に関する質問回答」を反映したものであり、募集要項と「実施方針」及び「要求水準書（案）」並びに「実施方針等に関する質問回答」に相違がある場合は、募集要項の規定が優先される。募集要項に記載がない事項については、募集要項に対する質問と回答によるものとし、入札参加者はこれらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うものとする。

- ア 建設工事要求水準書
- イ 運営管理業務要求水準書
- ウ 別添資料集
- エ 落札者決定基準
- オ 各種様式及び作成要領
- カ 基本協定書（案）
- キ 基本契約書（案）
- ク 建設工事請負契約書（案）
- ケ 運営管理業務委託契約書（案）

## 第2 事業の概要

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新ごみ処理施設整備及び運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

東金市外三市町清掃組合管理者 鹿間 陸郎

(3) 本件事業の目的

本組合では、東金市外三市町環境クリーンセンター（以下「現施設」という。）にて、可燃ごみ等の焼却・溶融処理及び粗大ごみ・金属類の選別・資源化処理を行っているが、平成10年度の竣工から20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、新たな施設の整備が求められている。

本件事業の実施目的は、現施設に代わる新ごみ処理施設の整備及び運営管理業務において、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により施設整備方針の具現化を目指すものである。

(4) 公共施設等の概要

1) 計画施設の概要

ア 計画地の概要

所在地	東金市上武射田地先（別図1 建設予定地位置図参照）	
敷地面積	約35,100m <sup>2</sup> （約3.51ha）	
都市計画事項	用途地域	指定なし（非線引き都市計画区域）
	防火地域	指定なし（建築基準法第22条区域）
	道路高さ制限	適用距離20m勾配1.5倍以下
	隣地高さ制限	立ち上がり20m勾配1.25倍以下
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	日影規制	指定なし（但し、「東金市宅地開発指導要綱施行細則」を遵守する。）
	緑化率	敷地面積に対する緑化率40%を目標に努めて緑化を図るものとし、20%を下限とする。
駐車場率	駐車場は本組合職員20台以上+来客者用30台以上+車椅子使用者用2台以上+大型バス4台以上+運営管理事業者の必要台数分を確保するものとし、敷地面積に対して12.5%を上限とする。また、駐車場内に電気自動車充電設備を2台分以上設ける。	
施設率	25%未満（敷地面積に対する築造面積の割合）	

イ 計画施設の概要

エネルギー回収型廃棄物処理施設	処理方式	連続運転式ストーカ焼却炉（廃熱ボイラ付）
	処理能力	公称能力：125t/日（62.5t/24h×2炉）
	処理対象物	可燃ごみ、破碎選別残渣等、災害廃棄物
マテリアルリサイクル推進施設	処理方式	粗大ごみ・金属類：切断機又は高速回転破碎機+選別（磁選機、アルミ選別機、粒度選別機）+保管 ビン・ガラス類：破袋機+選別+保管 ペットボトル：破袋機+選別+圧縮梱包機+保管 カン：破袋機+選別+穴あけ（スプレー缶のみ）+保管 蛍光灯類：保管 廃電池：保管
	処理能力	公称能力：18t/5h （粗大ごみ・金属類）：9.6t/5h （ビン・ガラス類）：4.9t/5h （ペットボトル）：1.9t/5h （カン）：1.6t/5h
	処理対象物	粗大ごみ、金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、カン、蛍光灯類、廃電池、災害廃棄物

2) 土地の使用等に関する事項

本組合は、本件工事期間中、本件事業の用に供するため、民間事業者の本組合の所有地である土地を使用させる。

3) 事業の内容

ア 事業方式

本件事業は、DBO方式により実施する。

イ 契約の形態

ア) 本組合と落札者は、落札者決定後速やかに、本件事業に係る基本協定を締結する。

イ) 本組合と事業者は、本件事業に係る基本契約を締結する。

ウ) 基本契約に基づいて、本組合は、設計施工事業者と本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。

エ) 基本契約に基づいて、本組合は、運営管理事業者と本件事業に係る運営管理業務委託契約を締結する。

オ) 特定事業契約の各々についての締結主体を「別図2 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日から、令和31年9月30日までとする。

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は、令和11年9月30日までとする。

運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は令和31年9月30日までとする。なお、契約締結日から令和11年9月30日までを「事前準備期間」と規定し、令和11年10月1日から令和31年9月30日までを「実運営期間」（20年間）という。

エ 事業期間終了時の措置

本組合は、事業期間終了後も本件施設を継続して公共の用に供する予定である。

なお、本件施設の事業期間終了時の措置について、本件業務委託期間終了の60か月前から、本組合及び運営管理事業者は協議を開始できるものとする。また、本組合が本件事

業終了後の次期事業を検討するにあたり、設計施工事業者及び運営管理事業者は本組合が要請した場合に特定部品の供給に関する協議に協力するものとし、本組合、設計施工事業者及び運営管理事業者並びに新たな運営管理事業者による協定書を締結する。協定書の内容は、適正な市場価格による特定部品※の供給に関する合意等を想定している。

※特定部品とは、設計施工事業者及び運営管理事業者でなければ製造、供給できない部品のことをいう。

#### 4) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本件事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書を参照すること。

##### ア 本件工事に係るもの

設計施工事業者は本組合と締結する建設工事請負契約に基づき本件工事を行う。本件工事の範囲については、敷地造成工事、土壌汚染対策工事、土木建築工事、プラント機械設備工事、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得等とする。

##### イ 本件業務に係るもの

運営管理事業者は運営管理業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営管理業務は、運転管理業務、維持管理業務（本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、資源化業務等とする。なお、運営管理事業者は、本組合が行う業務についても必要な支援と協力を行うこととする。

#### 5) 本組合が行う業務の範囲

本組合が行う本件事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書を参照すること。

##### ア 本件工事に係るもの

ア) 環境影響評価の実施及び環境影響評価書に示されている内容の遵守。

イ) 周辺地域住民から合意を取得し、建設用敷地を確保する。

ウ) 都市計画決定等の許認可業務。ただし、特定事業契約締結以降に実施する許認可については、事業者が主体となって許認可に係る資料作成や所轄する官公署等と調整を行う等の総合支援を実施すること。

エ) 設計及び施工に関する監理業務を実施する。なお、本組合は、当該監理業務の一部又は全部を専門コンサルタントへ委託する予定である。

オ) 敷地外のアクセス道路（東金市道 2198 号線）整備工事を実施する。工事用車両の通行帯の確保については、本件工事の現地着手前までに完了する予定であり、表層のアスファルト舗装工事を含めた完成時期は本件施設の供用開始までの完了を予定している。このため、工事工程調整等について事業者は全面的に本組合に協力すること。

カ) 敷地周辺水路・農道整備工事を実施する。当該工事は、本件工事期間と同時に施工するため、工事工程調整について事業者は全面的に本組合に協力すること。

キ) 電力工事負担金については、本組合が負担する。

##### イ 本件業務に係るもの

ア) 運営モニタリング業務

イ) 処理対象物の搬入・搬出計画業務

ウ) 処理対象物の搬入業務

エ) 資源化業務

- オ) 住民対応業務
  - カ) 運営委託料の支払業務
  - キ) 見学者対応
  - ク) その他、これらを実施する上で必要な業務
- 6) 事業者の収入

本件事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 本件工事に係る対価

本組合は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて事業者へ支払う。ただし、本件工事は、本組合が定めた循環型社会形成推進地域計画のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設として、環境省が所管する循環型社会推進交付金の交付を受けた施設整備事業として実施するため、特定事業契約に定める所定の期日までに当該交付金の対象となる整備事業に係る所定の出来高を達成すること。

また、特定事業契約に定める各年度の出来高については、事業者との協議により定めるものとするが、環境省からの内示状況によっては、年度途中において次年度以降への一部繰り延べ、又は次年度以降分の繰り上げの必要性が生じる場合があるので、事業者は本組合からの求めに応じて、誠実に対応すること。

本件工事の実施による本件施設の本組合への引渡しは、本件工事の全部が完成し、所定の図書類が納入され、引渡性能試験において性能保証事項（施設引渡し要件を満足する事項のみ）が達成され、所定の竣工検査に合格したことが本組合によって確認されたことをもって引渡しとする。

なお、事業者があらかじめ本組合へ提案した性能・機能、施工内容等が達成されなかった場合、又は施設引渡し以降に実施を予定する性能確認試験の結果が性能保証事項の一部を達成しないことが明らかとなった場合において、特定事業契約に定める違約金の支払い義務が事業者に生じることがある。

なお、物価の変動等に基づき、請負代金額が不相当となったと認めるときには、特定事業契約に基づき請負代金額の変更を行うことがある。

イ 本件業務に係る対価

本組合は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を本件業務委託期間にわたって処理実績等に基づき運営管理事業者へ委託料として支払う。

なお、事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、委託料の減額を行うことがある。

本件業務における委託料の構成は、以下の内容とする。

- ア) 本件業務の委託料については、固定費と変動費の金額を合計した金額とする。
- イ) 固定費とは本件施設における搬入された処理対象量の増減及び搬入ごみの性状にかかわらず変動しない費用のことである。
- ウ) 変動費Aとは、本件施設のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設へ搬入された処理対象物量の増減とごみ質の性状（主に低位発熱量のこと）に応じて変動する費用のことである。
- エ) 変動費Bとは、本件施設のうちマテリアルリサイクル推進施設へ搬入された処理対象物量の増減に応じて変動する費用のことである。
- オ) 上記変動費Bに関しては、入札参加者の提案により固定費として一括して計上してもよいものとする。この場合は固定費Bへ計上する。

- カ) 委託料の基礎とする処理対象物量は、本件施設の計量機において計量した搬入量とする。
- キ) 固定費及び変動費には表1の費用が含まれる。
- ク) 変動費のうち、変動費Aの単価については、処理対象物の搬入量及び性状に応じた計算式又は早見表等に基づくものとし、技術提案書に定めるものとする。
- ケ) 本件業務委託期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については特定事業契約において定める。
- コ) 本件業務の委託料は、原則として平準化する。委託料の平準化に際しては、各年度の委託料を平準化するものとする。
- サ) 委託料の支払いは、令和11年10月分（令和11年10月1日～10月末日）を初回として、以後、令和31年9月分（令和31年9月1日～9月末日）までの計240回支払うものとする。
- シ) 本件業務に伴い発生する余剰電力の売電収益等は本組合に帰属するものとし、電気事業者との売電契約等については本組合が行う。ただし、運営管理事業者はその契約手続きにおいて本組合に協力することとする。また、事業者が提案した売電電力量を超える部分に相当する売電収入の1/2については、本組合は運営管理事業者に支払うものとする。なお、詳細は特定事業契約を参照のこと。
- ス) 本組合が別途行う契約により生じる有価物の売却に伴う収入は、本組合に帰属する。
- セ) 本件業務による運営管理事業者の利益に相当する費用は固定費に計上するものとし、他の費用に計上しない。

表1 本件業務における委託料の構成

種類	概要	項目
固定費A (施設全体に係る費用)	点検・検査費、補修工事費、用役費を除く人件費などの施設運営に係る諸費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・保険料</li> <li>・精密機能検査費</li> <li>・測定費 等</li> </ul>
	基本料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気基本料金</li> <li>・アンシラリーサービス料金</li> <li>・上水道基本料金 等</li> </ul>
	点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品費 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検検査、補修工事、更新に要する費用</li> <li>・処理対象物量、ごみ質の大小に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類</li> <li>・予備品・消耗品費 等</li> </ul>
固定費B※ (マテリアルリサイクル推進施設に係る費用)	用役費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 (従量料金)</li> <li>・薬品</li> <li>・資材 (結束バンド等)</li> <li>・上水 (従量料金)</li> </ul>
変動費A (エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る費用)	用役費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 (従量料金)</li> <li>・薬品</li> <li>・上水 (従量料金)</li> <li>・燃料 等</li> </ul>
変動費B (マテリアルリサイクル推進施設に係る費用)	用役費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気 (従量料金)</li> <li>・薬品</li> <li>・資材 (結束バンド等)</li> <li>・上水 (従量料金)</li> <li>・燃料 等</li> </ul>

※変動費Bに関しては、入札参加者の提案により固定費Bに一括して計上してもよいものとする。

(5) スケジュール (予定)

本件事業のスケジュールは、次のとおりとする。

日程	項目
令和6年 10月 16日 (水)	入札公告、募集要項の公表
令和6年 10月 16日 (水) ~ 11月 1日 (金)	第1回質問書 (入札参加資格に関する質問) の受付
令和6年 10月 23日 (水) ~ 12月 20日 (金)	現地確認実施期間
令和6年 11月 11日 (月)	第1回質問回答書 (入札参加資格に関する質問回答) の公表
令和6年 11月 15日 (金) ~ 12月 2日 (月)	入札参加表明書等の受付
令和6年 12月 11日 (水)	入札参加表明書等の確認結果の通知
令和6年 12月 11日 (水) ~ 12月 20日 (金)	第2回質問書 (その他全般に関する質問) の受付
令和7年 1月 14日 (火)	第2回質問回答書 (その他全般に関する質問回答) の公表 (入札参加資格を除く)
令和7年 2月 25日 (火) ~ 2月 27日 (木)	対面的対話 (希望する場合は現地確認も可)
令和7年 4月 18日 (金)	技術提案書・入札書の受付締切
令和7年 6月 下旬	提案書ヒアリング (プレゼンテーション)
令和7年 6月 下旬	開札
令和7年 7月 下旬	落札者の決定
令和7年 8月 月上旬	基本協定の締結
令和7年 9月 下旬	特定事業契約の締結 (仮契約)
令和7年 10月 月上旬	特定事業契約の締結 (本契約)

(6) 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。) 等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、参加表明時に構成企業の企業名を提示するものとする。
- 2) 入札参加者は、代表企業を含めた構成企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札への参画は認めない。
- 3) 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 4) 入札参加者は、「プラント設計施工企業」のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計施工を担当する1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるとともに、代表企業が本件事業の入札に係る手続きを行うものとする。
- 5) 入札参加表明書等提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議を行うものとする。
- 6) 構成企業（入札参加表明書等提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- 7) 設計施工事業者は、代表企業を代表者とする特定共同企業体（建設JV）とする。また、建設JVの方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかは入札参加者の任意とする。  
なお、共同施工型の場合、各構成員の出資割合は任意とするが、代表企業の出資割合は建設JVの構成員中最大であること。
- 8) 東金市外三市町清掃組合入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていない者で、入札に参加を希望する者にあつては、次のとおり、本入札に限り有効な入札参加資格審査を受けることができ、入札に参加させることが適当であると認められた者にあつては、入札に参加することができる。

##### ア 受付期間

令和6年11月12日（火）から令和6年11月27日（水）必着

##### イ 手続き方法

入札公告日に、本組合ホームページにおいて公表する。

##### (2) 各業務を行う者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、期日の指定等がない場合には入札参加資格確認基準日時点において、次の

1) から4)までの各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

##### 1) 建築物等設計企業の要件

建築物等設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築物等設計企業は2)に示す建築物等施工企業又は3)に示すプラント設計施工企業（代表企業）が兼務すること。また、次の要件を全て満たす企業と2)に示す要件を全て満たす建築物等施工企業による特定

共同企業体（設計JV）とすることも可とする。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 入札参加資格者名簿（区分：測量・建設コンサルタント業務等、業務の詳細区分：建築一般）に登載されていること。
- ウ 一般廃棄物処理施設の土木建築工事の設計業務を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請負人（単独又はJV）又は下請負人として受注し、当該業務に従事した実績を有すること。

## 2) 建築物等施工企業の要件

建築物等施工企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築物等施工企業が複数の場合は、少なくとも1社は次の要件を全て満たし、他の者はアの要件を満たすこと。

- ア 入札参加資格者名簿（区分：建設工事、業務の詳細区分：建築一式）に登載されていること。
- イ 一般廃棄物処理施設の土木建築工事を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請負人（単独又はJV）又は下請負人として受注し当該工事に従事した実績を有すること。
- ウ 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、最新の経営事項審査における同工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。
- エ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。

## 3) プラント設計施工企業の要件

プラント設計施工企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、プラント設計施工企業をエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計施工を担当する企業とマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計施工を担当する企業で分担する場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計施工を担当する企業はア、イ、ウ、エ-ア)イ)ウ)エ)オ)、オを満たすこととし、マテリアルリサイクル推進施設の設計施工を担当する企業はア、イ、ウ、エ-ウ)エ)カ)、オを満たすこと。

- ア 入札参加資格者名簿（区分：建設工事、業務の詳細区分：清掃施設）に登載されていること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。
- エ 以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請人（単独又はJV）で受注した実績を有すること。なお、実績要件においては、以下のア)イ)ウ)エ)オ)を満たす施設の受注実績と、ウ)エ)カ)を満たす施設の受注実績については、異なる事業で各々の実績を有する場合も可とする。

ア) ボイラー・タービン式発電設備を有する施設

イ) 施設規模が1炉あたり48t/日以上かつ2炉構成以上である施設

- ウ) 平成14年12月1日以降に受注した施設
- エ) DB0事業、DB+0事業（ただし、同一の施設に限る）による施設
- オ) 連続運転式ストーカ焼却炉（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ. 3に示す「ストーカ式燃焼装置」に限る）。
- カ) 高速回転破砕機を有するリサイクル施設（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅥに示す「ごみ破砕選別施設」であること。）
- オ 最新の経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

#### 4) 運営企業の要件

運営企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、運営企業が複数の場合は、少なくとも1社は次の要件を全て満たし、他の者はイ～エ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 入札参加資格者名簿（区分：委託、業務の詳細区分：専用施設管理（ごみ処理施設管理））に登載されていること。
- イ 平成14年12月1日以降に竣工及び運営が開始された一般廃棄物処理施設でボイラー・タービン式発電設備を有する連続運転式ストーカ焼却炉及び高速回転破砕機を有するリサイクル施設（異なる事業で各々の実績を有する場合も可とする）の運営管理業務を地方公共団体（一部事務組合を含む）から受注（又は受託）し、かつ、1年以上にわたり業務を履行した実績を有すること。
- ウ イの運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理）と維持管理業務（日常的な点検・保守、簡易な補修業務でも可とする。）を含む業務であること。
- エ 3か月以上継続して所属していることが確認でき、廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした焼却施設（ただし、発電設備を有するもの）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）またはそれに準じる経験を有する者（副責任者等）として1年以上務めた経験を有する技術者を、本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本件施設の運営開始後2年間以上専任で配置できること。

#### (3) 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者。
- 2) 開札日時点において東金市外三市町清掃組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者。
- 3) 東金市外三市町清掃組合契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けている者は除く）。
- 5) 開札日時点において手形交換所による取引処分を受けた日から2年間を経過しない者又は技術提案書及び入札書提出前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- 6) PFI法第9条に規定する欠落事由に該当する者。
- 7) 国税又は地方税を滞納している者。
- 8) 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なった日から5年を経過しない者。

- 9) 本組合が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本件事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

ア 株式会社東和テクノロジー

イ アンダーソン・毛利・友常 法律事務所外国法共同事業

#### (4) 入札参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は、後記第4-1-(5)に示す入札参加表明書等の提出締切日とする。
- 2) 入札参加表明書等の入札提出書類及び提出方法については、「第4 入札の手続等」による。
- 3) 入札参加資格確認基準日の翌日から技術提案書及び入札書の提出締切日までの間、入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業及び建築物等施工企業以外の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
  - ア 入札参加者が入札参加資格要件を欠いた構成企業に代わって入札参加資格要件を満たす構成企業を補充し、必要書類を提出したうえで、本組合が入札参加資格を確認し、技術提案書及び入札書の提出締切日までにこれを認めたとき。なお、補充する構成企業の入札参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格を欠いた構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
  - イ 入札参加資格要件を欠いた構成企業が担当する工事又は業務にあたる構成企業が複数である場合に、入札参加資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての入札参加資格を満たすことを技術提案書及び入札書の提出締切日までに本組合が認めたとき。
- 4) 技術提案書及び入札書の提出締切日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が次の各号に該当した場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
  - ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
  - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
  - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
  - エ 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
  - オ 前号の規定にかかわらず、指名停止措置要領別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件に該当することを理由として指名停止されたとき。
  - カ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。
- 5) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る東金市外三市町清掃組合議会の議決日までの間、落札者の構成企業が上記1-(3)及び1-(4)-4)各号に該当し入札

参加資格を欠くに至った場合、本組合は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、本組合は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業及び建築物等施工企業以外の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、上記（３）－３）におけるア及びイの規定を準用し、入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができる。

## 2 その他の要件

### （１）ＳＰＣの設立に関する要件

ＳＰＣの設立に際しては、以下の要件を満たすこと。

- 1) 落札者は、特定事業契約の仮契約締結時までには、ＳＰＣを設立すること。ＳＰＣは、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、東金市内、大網白里市内、九十九里町内の何れかに本店を置くこと。なお、ＳＰＣの本店所在地については、実運営期間中に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。
- 2) ＳＰＣの目的は、本件業務を実施するもののみであること。
- 3) 落札者の構成企業のうち、代表企業及び運営企業はＳＰＣに出資を行う構成員とし、これらの企業以外のＳＰＣへの出資については任意とする。
- 4) 代表企業は構成員とし、ＳＰＣに50%超の出資をするとともに、50%を超えるＳＰＣの議決権割合を有するものとする。
- 5) 構成員は、特定事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有し続けるものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

### （２）建設工事請負契約の締結に関する要件

本組合は、事業者のうち本件工事を行う設計施工事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記1－（２）－１）、1－（２）－２）及び1－（２）－３）の要件を満たす構成企業が結成した特定共同企業体と建設工事請負契約を締結する。

## 第4 入札の手続等

### 1 入札の手続

#### (1) 募集要項の公表

令和6年10月16日（水）に募集要項を本組合ホームページにおいて公表する。募集要項に関する説明会は開催しない。

#### (2) 募集要項に関する質問の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。

##### 1) 募集要項に関する質問（第1回目）の受付

募集要項に関する質問の第1回目を、下記受付期間に受け付ける。

募集要項のうち、主に入札参加資格に関する質問がある場合は、募集要項に関する質疑書（様式9の1及び9の2）に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft word 2016 で読取りが可能なもの）を添付し、後記（12）本件事業を担当する課に送付して提出するものとする。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。本組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

受付期間：令和6年10月16日（水）から 11月1日（金）午後5時まで

##### 2) 募集要項に関する質問（第2回目）の受付（入札参加資格を除く）

募集要項に関する質問の第2回目を、下記受付期間に受け付ける。

募集要項全般（入札参加資格を除く）に関する質問がある場合は、募集要項に関する質疑書（様式9の1及び9の2）に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft word 2016 で読取りが可能なもの）を添付し、後記（12）本件事業を担当する課に送付して提出するものとする。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。本組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

なお、第2回目の質問については、下記（6）の入札参加表明の確認を認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

電子メールの送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回路の接続状況等の良否により、所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問をすること。また、メールの件名は、「入札質問（新ごみ処理施設整備及び運営事業）」など、分かりやすい件名にすること。

受付期間：令和6年12月11日（水）から 12月20日（金）午後5時まで

#### (3) 募集要項に関する質問への回答の公表

募集要項に関する質問（第1回目）への回答は令和6年11月11日（月）までに、また、募集要項に関する質問（第2回目）への回答は令和7年1月14日（火）までに、本組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

#### (4) 現地確認

希望者が個別に建設予定地等を現地確認する機会を次のとおり設定する。

##### 1) 現地確認実施期間

令和6年10月23日（水）から12月20日（金）（ただし、土日祝日（以下「休日」という。）を除く。）

2) 現地確認実施日

上記期間のうち、申込者が希望する日。現地確認実施日時、本組合から申込者宛に電子メールで連絡する。なお、同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

3) 現地確認実施時間

午前9時から午後4時（ただし、午前11時30分から午後1時までを除く）まで

4) 現地確認の申込について

ア 申込受付期間

令和6年10月16日（水）から12月13日（金）午後5時まで

イ 申込方法

現地確認希望者は、「現地確認申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールに記入済の同様式のファイル（Microsoft word 形式）を添付し、提出すること。なお、現地確認希望日の1週間前までに申込書を提出すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

(5) 入札参加表明書等の提出

本入札に参加を希望する企業グループの代表企業は、次により入札参加表明書等の提出を行わなければならない。期限までに入札参加表明書等を提出しない者は、入札に参加することができない。

1) 提出書類

後記「第6 入札提出書類」に示すとおりとする。

2) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）による。

3) 受付期間

ア 持参による場合

令和6年11月15日（金）午前8時30分から12月2日（月）午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び休日を除く。）

イ 郵送による場合

令和6年12月2日（月）必着

4) 提出先

後記（13）入札・契約事務を担当する課

(6) 入札参加表明書等の確認結果の通知

入札参加表明書等の確認結果は、入札参加表明書等を提出した入札参加者の代表企業に対して、令和6年12月11日（水）までに郵送により通知する。

なお、入札参加表明の確認を認められた企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 対面的対話（希望する場合は現地確認も可）

対面的対話を次のとおり開催する。

1) 開催期間

令和7年2月25日（火）から2月27日（木）まで

2) 開催場所

千葉県東金市三ヶ尻340番地（東金市外三市町環境クリーンセンター内）及び建設予定地

3) 対面的対話用資料の作成と提出

対面的対話では、対面による対話を行うので、所定の様式により対面的対話用資料を作成

し提出すること。

ア 提出期間

令和7年2月5日（水）から2月12日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び休日を除く。）

イ 提出方法

所定の様式により正本1部、副本9部を作成し、後記（12）本件事業を担当する課まで持参するものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

4) その他

ア 対面的対話では、募集要項の印刷物を持参すること。

イ 対面的対話の開催等に係る詳細は、技術提案書作成要領による。

（8）入札の辞退

入札参加表明の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、技術提案書及び入札書提出期限までに、当該入札参加者の代表企業が入札辞退届（様式8）を提出すること。ただし、特に必要があると認める場合を除き、技術提案書及び入札書提出後の入札辞退は認めない。

（9）技術提案書・入札書の提出

入札参加資格の確認を認められた入札参加者は、後記「第6 入札提出書類」に示す技術提案書及び入札書を次のとおり提出すること。なお、提出は入札参加者の代表企業が行うこと。

1) 技術提案書・入札書及び技術提案書・入札書の電子データの提出について

ア 提出方法

持参によるものとし、郵送等によるものは認めない。

イ 受付期間

令和7年4月11日（金）午前8時30分から4月18日（金）午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び休日を除く。）

ウ 提出先

後記（13）入札・契約事務を担当する課

（10）提案書ヒアリングの実施

1) 技術提案書及び入札書を提出した者かつ基礎審査を合格した者を対象に個別のヒアリングを実施する。

2) 詳細については、「新ごみ処理施設整備及び運営事業 ヒアリング実施要領」による。

（11）開札

入札書の開札は、入札参加者の立会いの上、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。なお、本入札については、入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。

1) 日時

令和7年6月下旬（詳細については別途入札参加者に通知する。）

2) 場所

別途通知する。

3) 開札における留意事項

ア 開札は、入札参加者のうち立会いを希望する者を立ち合わせて執行する。この場合において、立会は各入札参加者で1名、先着5人までとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせるものとする。ま

- た、開札には、「東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設事業者選定検討委員会」（以下「事業者選定検討委員会」という。）委員（委員長等）が立ち会う。
- イ 開札の立会人は、入札参加者の代表企業の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- ウ 開札場には、入札参加者、その代理人又は上記イの立会職員、事業者選定検討委員会委員及び入札事務に関係のある組合職員等(以下「入札関係職員」という。)以外の者は、入場することができない。
- エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- オ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に代えることとする。
- カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- キ 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。  
ア) 公正な執行を妨げようとした者  
イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- ク 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(12) 本件事業を担当する課

東金市外三市町清掃組合総務課計画係  〒283-0832 千葉県東金市三ヶ尻340番地 電話番号：0475-50-5885 F A X    : 0475-55-9575 E-mail    : keikaku@clean-togane-chiba.jp
---

(13) 入札・契約事務を担当する課

東金市外三市町清掃組合総務課総務係  〒283-0832 千葉県東金市三ヶ尻340番地 電話番号：0475-55-9131 総務係（直通）
---

## 2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本組合が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

(4) 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、提案書ヒアリング、開札を行い、落札者を決定する。

(5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- 2) 委任状の受任者以外の代理人がした入札。
- 3) 入札書の記名押印を欠く入札。
- 4) 入札書の金額を訂正した入札。
- 5) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 6) 明らかに連合であると認められる入札。
- 7) 入札の金額が0円の入札。
- 8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 9) 入札参加者1者につき複数郵送した入札及び一つの封筒に2通以上の入札書を同封した入札。
- 10) 入札内訳書の提出がない又は入札内訳書に重大な不備のある者のした入札。
- 11) その他入札に関する条件に違反した入札。

(6) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(7) 使用言語、単位及び通貨

この特定事業契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 技術提案書の取り扱い

1) 著作権

技術提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

3) 技術提案書の変更等の禁止

技術提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

#### 4) 技術提案書の使用等

提出された技術提案書は、民間事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他本組合が本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、入札参加者の承諾を得たのち、本組合はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された技術提案書は返却しない。

#### (9) 本組合の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、本組合が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### (10) 入札保証金及び契約保証金

##### 1) 入札保証金

免除する。

##### 2) 契約保証金

設計施工事業者が支払う契約保証金については、建設工事請負契約書第4条第1項から第5項までの規定によるものとする。

また、運営管理事業者が支払う契約保証金については、運営管理業務委託契約書第3条第1項から第6項までの規定によるものとする。

#### (11) 契約条項等の閲覧

契約条項等は、本組合ホームページにおいて閲覧することができる。

### 3 予定価格及び入札書比較価格

本件事業の予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。

入札額は、予定価格及び入札書比較価格を超えないものとする。

なお、当該上限価格は、事業期間にわたる本件工事に係る対価と本件業務に係る対価を単純に合計した金額であり、特定事業契約に規定する物価変動等は見込んでいない。

予定価格 39,087,015,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

入札書比較価格 35,533,650,000円（予定価格の110分の100の額）

## 第5 事業者の選定

### 1 落札者の決定

本組合は、以下の手順により落札者を決定する。なお、技術提案書の審査は事業者選定検討委員会において実施する。

事業者選定検討委員会は、本件施設の施設整備等に係る事業者の選定に関する事項を審議するために本組合が設置した附属機関であり、次の6名の委員で構成される。なお、本件事業の入札公告日から落札者決定までの期間に、本件入札に関して、入札参加者やこの者と同一と判断される団体又は個人が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に対して働きかけを行った場合は、当該入札参加者を失格とする。

東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設事業者選定検討委員会委員（敬称略）

	委員名	所属	役職
学識経験を有する者	荒井 喜久雄	元公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長	委員長
	出口 浩	東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 教授	副委員長
	藤原 周史	一般財団法人日本環境衛生センター 理事	委員
管理者が特に必要と認める者	井上 一雄	東金市副市長	委員
	堀江 和彦	大網白里市副市長	委員
	藤原 慎	九十九里町副町長	委員※1

※1 令和6年4月から委員に着任

※2 作田 延保(元九十九里町まちづくり課長):令和5年4月から令和6年3月まで委員を担当

※3 鈴木 浩光(元九十九里町副町長):令和5年3月まで委員を担当

#### (1) 資格審査

資格審査は、入札参加希望者が、本件事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

本組合は、入札参加希望者が提出した入札参加表明書等について、資料作成の不備の有無及び本入札説明書に示す入札参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び入札参加資格が無いと認められる者を失格とする。

なお、資格審査の結果は、技術提案書及び入札書を提出できる有資格者を選定するものであり、資格審査の結果は、提案審査に影響を与えるものではない。

資格審査の結果、有資格者である入札参加者は、技術提案書及び入札書を提出することができる。

#### (2) 提案審査

提案審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者が提出した技術提案書の内容を審査するものであり、落札者決定基準に従い基礎審査及び技術評価項目の審査を行う。

なお、技術評価項目の審査の過程において技術提案書を提出した入札参加者を対象としたヒアリングを実施する予定であり、ヒアリングの日時については追って通知する。

##### 1) 基礎審査

本組合は、入札参加者が提出した技術提案書について、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしているか審査を行い、募集要項に基づいた技術提案であることを確認する。技術

提案書の内容が基礎審査項目に示す項目を一つでも満たしていない場合は失格とする。

ただし、基礎審査の一環である明瞭化作業の結果、違算、誤記等が確認できた場合は、本組合により入札参加者に確認依頼書（確認事項）を送付する。入札参加者は、当該確認依頼書に対する回答を作成し、「確認事項回答書の履行に関する誓約書」（様式21）を添えて本組合へ提出するものとし、確認事項回答書の確認を受けなければならない。

本組合は、確認事項回答書において技術提案書に違算や誤記、図面の修正等が確認された場合、確認事項回答書の内容が基礎審査項目に対して適正であること、及び様式21の誓約書の確認をもって基礎審査は合格とする。

## 2) 技術評価項目の審査

本組合は、基礎審査を合格した入札参加者が提出した技術提案書について、落札者決定基準に基づいた技術評価項目の審査を事業者選定検討委員会に委ねる。

事業者選定検討委員会は技術提案書について、落札者決定基準に従って技術評価項目の審査を実施し、技術評価点を算出する。

## (3) 入札価格の審査

本組合は、開札時に各入札参加者による入札価格が予定価格の範囲にあることを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

事業者選定検討委員会は、落札者決定基準に従い、入札価格の審査を実施し、価格評価点を算出する。

## (4) 総合評価

技術提案書及び入札書を提出した入札参加者ごとに、技術評価点と価格評価点を合計した総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、価格評価点が高いものを落札候補者として選定するものとし、価格評価点も同点である場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

## (5) 入札結果の公表

本組合は事業者選定検討委員会による落札候補者の選定結果に基づき落札者を決定する。

入札結果は、落札者の決定後、速やかに落札者に選定された入札参加者に対して通知するとともに、本組合ホームページに掲載することにより公表する。

## 2 契約手続等

### (1) 基本協定の締結

落札者と本組合は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書（案）について合意し基本協定を締結する。

### (2) S P C の設立

落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、前記第3-2-(1)に規定するS P Cを設立する。

(3) 建設工事特定共同企業体の結成

設計施工事業者は、本件工事を行う目的で建設 J V を結成するものとする。

(4) 契約内容に関する協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき特定事業契約の主旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、本協議の際には、明らかな誤記等を除き、原則として条文の修正等は実施しないものとする。

(5) 契約の締結

本組合は、落札者と基本契約、設計施工事業者と建設工事請負契約、運営管理事業者と運営管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

なお、建設工事請負契約を除く契約は建設工事請負契約の本契約締結を効力発生の条件とする仮契約とし、建設工事請負契約が本組合議会の議決等を得ることにより各々正式な本契約となる。なお、議会の議決が得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本組合は一切の責めを負わない。

(6) 契約を締結しない場合

前記第 3-1-(4)-(5) を参照すること。

(7) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

## 第6 入札提出書類

### 1 入札参加表明時の提出書類

入札参加表明時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
総合評価一般競争入札参加表明書	様式2	1部
構成企業表	様式3	1部
委任状（代表企業への委任状）	様式4の1	1部
委任状（特定共同企業体の代表者への委任状）	様式4の2	1部
同種工事の施工実績調書及び同種業務の履行実績調書	様式5	1部
特定共同企業体結成届出書（甲型JV）	様式6の1	1部※
特定共同企業体結成届出書（乙型JV）	様式6の2	1部※

※特定共同企業体の組成に応じて、必要な書類を提出すること。

提出日時点において、構成員の出資の割合等が決定していない場合は、後記6に示す時期に再度提出すること。

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札辞退届	様式8	1部

### 3 技術提案書

技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

書類			様式	部数
技術提案書	第一分冊	技術評価項目提案書	様式20	11部 (正本1部、 副本10部)
	第二分冊	技術提案書（本編）	技術提案書作成 要領による	5部 (正本1部、 副本4部)
技術提案書の電子データ				CD-Rで3部

### 4 入札時の提出書類

入札時は、次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
入札書	様式10	1部
入札内訳書	様式11	1部
入札書、入札内訳書の電子データ		CD-Rで3部

## 5 確認事項回答書に係る提出書類

本組合が入札参加者に対し確認依頼書（確認事項）を発出し、その回答の提出時は、次の書類を同封し提出すること。

書類	様式	部数
確認事項回答書	確認依頼書発出時に通知する。	
確認事項回答書の履行に関する誓約書	様式21	1部

## 6 落札者として決定された者の提出書類

落札者として決定された者は、本組合の指定する日までに次の書類を提出すること。

書類	様式	部数
特定共同企業体結成届出書（甲型 J V）	様式 6 の 1	1 部※
特定共同企業体協定書（甲型 J V）	様式 7 の 1	1 部※
特定共同企業体結成届出書（乙型 J V）	様式 6 の 2	1 部※
特定共同企業体協定書（乙型 J V）	様式 7 の 2	1 部※

※特定共同企業体の組成に応じて、必要な書類を提出すること。様式 6 の 1 及び様式 6 の 2 については、上記 1 の時点で出資の割合等が決定していない状態で提出した場合に限り再度提出するものとする。

## 第7 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

入札提出書類を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 技術提案書

技術提案書を作成するに当たっては、技術提案書作成要領を参照すること。

### 3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 入札書（様式10）及び入札内訳書（様式11）は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については、別図3を参照すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる本件工事に係る対価及び本件業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、各契約書に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

## **第8 その他**

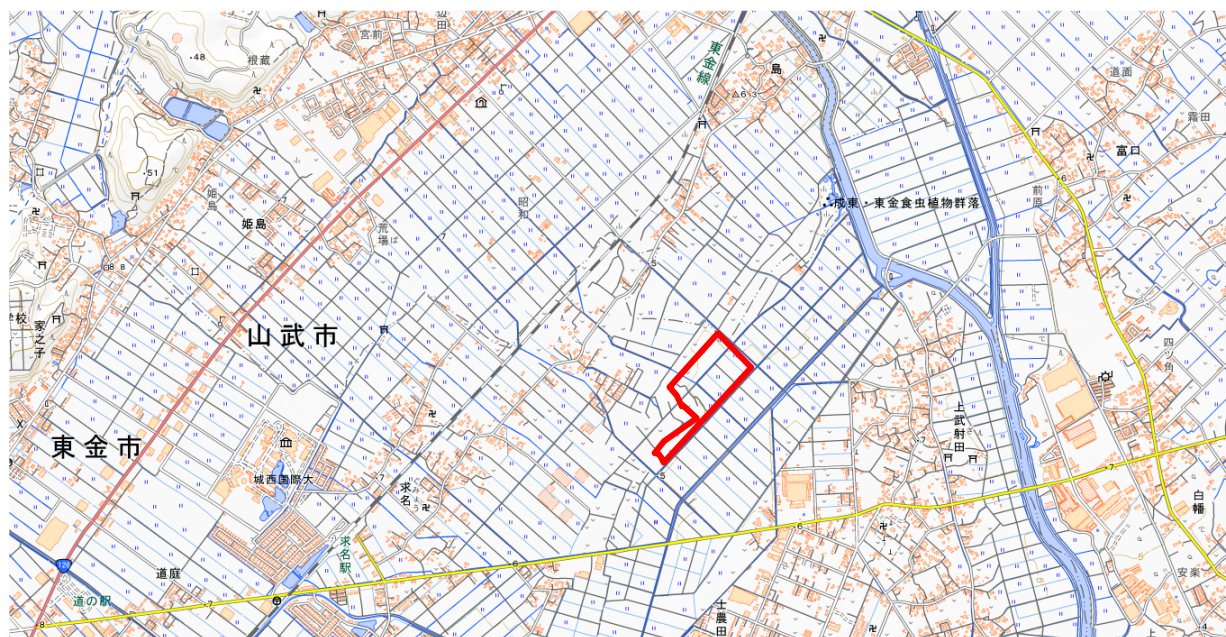
### **1 必要事項等の追加**

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表する。適宜、本組合ホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

### **2 情報公開及び情報提供**

東金市外三市町清掃組合情報公開条例（平成17年条例第2号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、本組合ホームページ等を通じて行う。

別図1 建設予定地位置図



出典：国土地理院（電子国土Web）を参考に作成

図1 建設予定地の位置図

別図2 事業スキーム図

本件事業において想定する事業スキーム図を図2に示す。

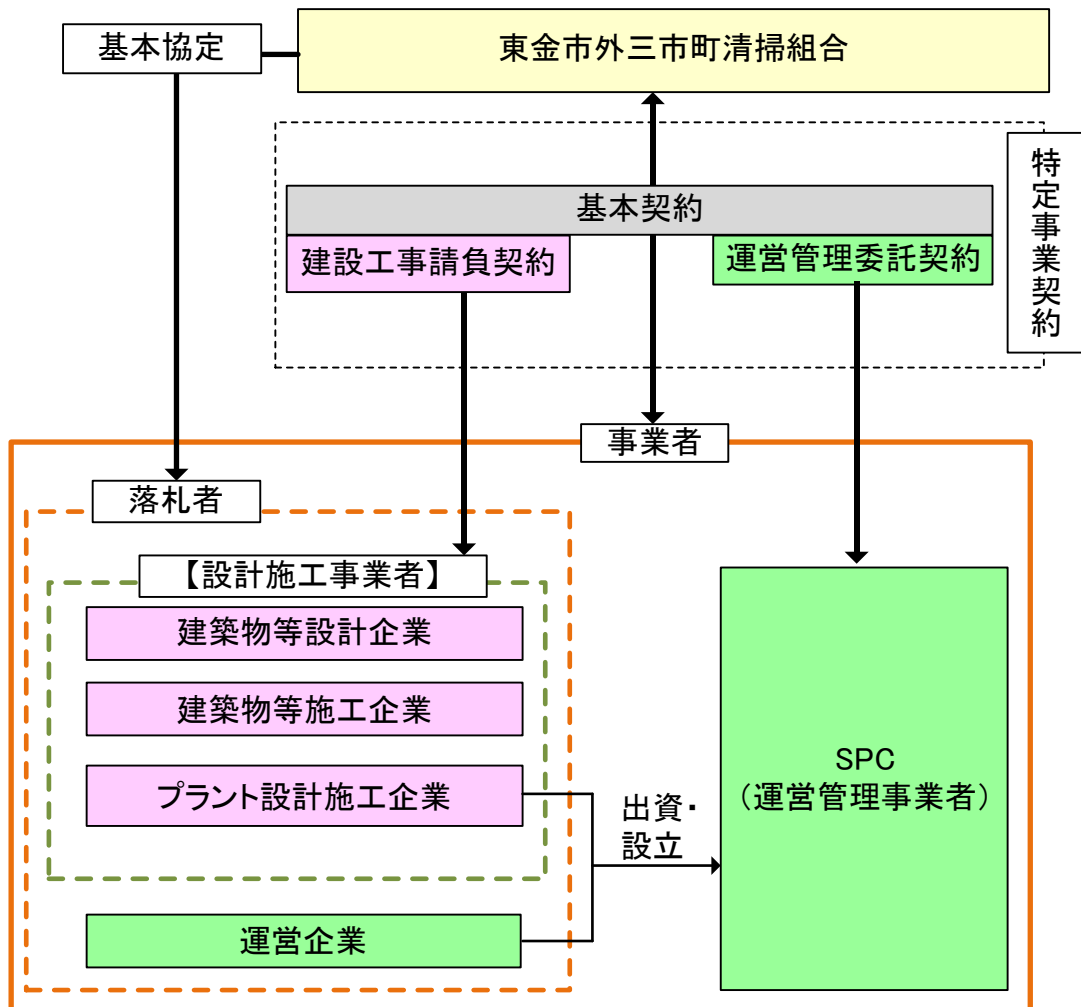
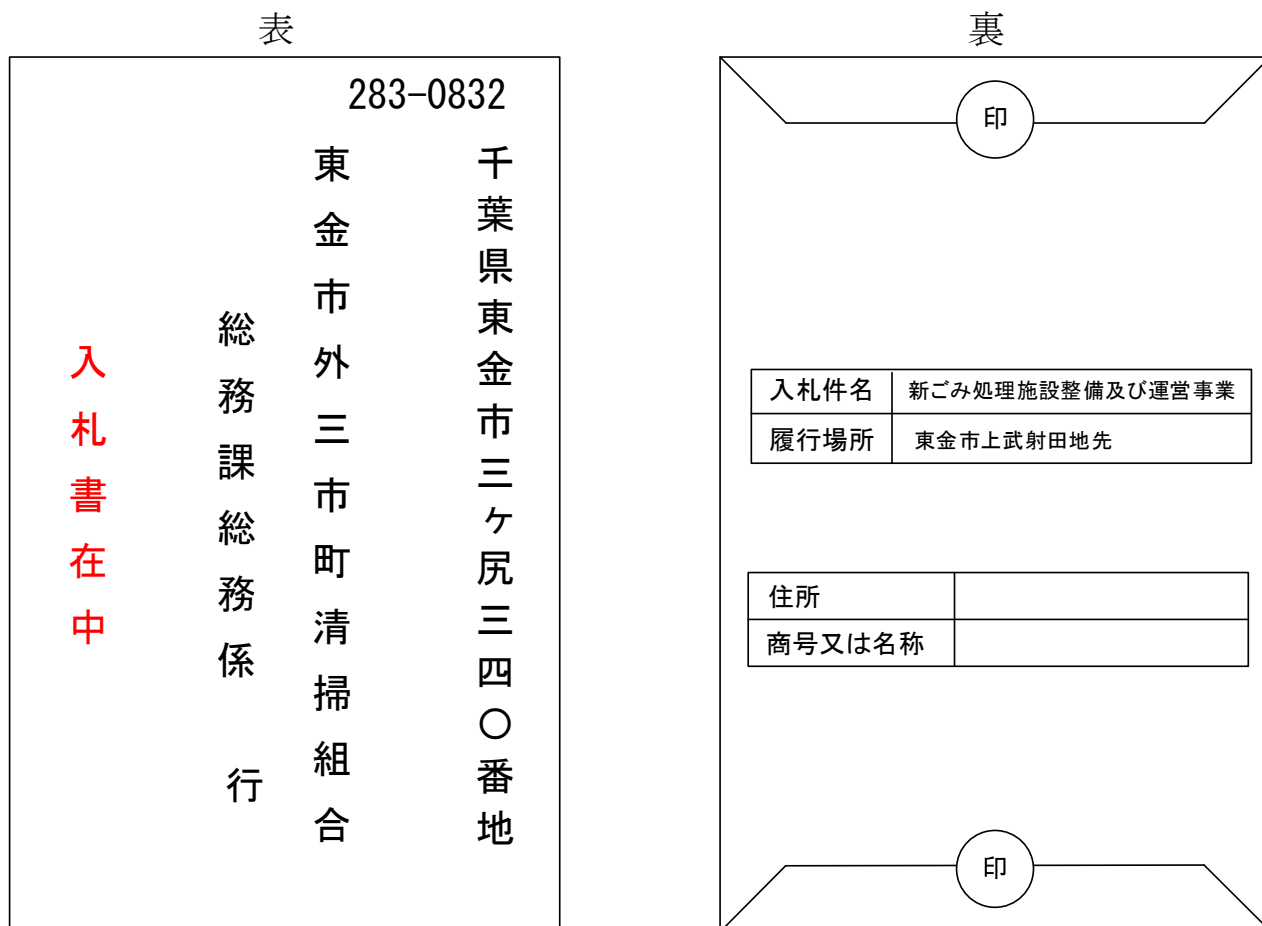


図2 本件事業の事業スキーム図

別図3 入札書の提出用封筒

【封筒の記載例】



長形3型封筒を使用すること。

封かんは糊付けして封印すること。

封印は2か所、印鑑は入札書に押印した印鑑を使用すること。

入札書の日付は開札日を記入すること。

封筒の中に入れるもの：入札書（様式10）及び入札内訳書（様式11）

## 別紙1 本件事業におけるモニタリング計画

### 1. 本件業務に関するモニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

#### (1) モニタリングの基本的考え方

本組合は、本件業務について、入札公告時に本組合が提示した要求水準書等及び技術提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能（以下、「要求性能」という。）に基づいて適正かつ確実な本件事業の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、改善勧告、運営管理業務委託料の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営管理業務委託契約に基づく本組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

#### (2) モニタリング方針

本件業務におけるモニタリングの方法は運営管理事業者が行うセルフモニタリングに基づく各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本組合が随時のモニタリングを行うこととする。

#### (3) 運営管理業務委託料の減額に関する基本的考え方

運営管理業務委託料の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 運営管理事業者の行う業務において要求性能の未達及び特定事業契約書等に基づく債務の不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を運営管理事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により本件業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は運営管理業務委託契約に基づき運営管理事業者が本組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 運営管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営管理事業者の運営管理業務委託契約に基づく債務の不履行により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合（本組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下、「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求性能が発揮されていないと判断した場合の減額（以下、「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 5) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営管理事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額しない仕組みを基本とする。
- 6) エネルギー回収型廃棄物処理施設における業務不履行とマテリアルリサイクル推進施設における業務不履行は個別に考え、減額もそれぞれについて個別に行うものとする。仮にエネルギー回収型廃棄物処理施設で運転停止となった場合でもマテリアルリサイクル推進施設で運転を継続していれば、エネルギー回収型廃棄物処理施設についてのみ措置を行い、マテリアルリサイクル推進施設については措置を行わない。
- 7) 上記のほか、本件工事における実績地元経済貢献額が提案地元経済貢献額を下回っていた場合、また、各年度の運営管理業務における実績地元経済貢献額が提案地元経済貢献額を下回っていた場合についても減額する。

#### (4) 減額システムの運用について

本件事業における運転停止型減額措置の場合は、直ちに運営管理業務委託料の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営管理事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営管理事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、本組合と運営管理事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

## 2-1. 運営モニタリング（運転停止型減額措置）

### (1) 減額の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営管理事業者の運営管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

### (2) 減額措置の手順

#### 1) 復旧作業

本組合と運営管理事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- ① 運営管理事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- ② 運営管理事業者による当該施設の復旧計画の提案及び本組合の承諾
- ③ 運営管理事業者による当該施設の改善作業への着手
- ④ 本組合による当該施設の改善作業の完了確認
- ⑤ 運営管理事業者による復旧のための試運転の開始
- ⑥ 本組合による当該施設の運転データの確認
- ⑦ 当該施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 運営管理事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- ② 運営管理事業者による当該施設の運転再開計画の提案及び発注者への報告
- ③ 運営管理事業者による当該施設の改善作業への着手
- ④ 本組合による当該施設の改善作業の完了確認
- ⑤ 本組合による当該施設の運転データの確認
- ⑥ 当該施設の運転再開

#### 2) 減額の算定方法

本件施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日当たりの固定費に停止日数と設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。エネルギー回収型廃棄物処理施設においては、当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め減額率を設定する。

$$(1日当たりの減額) = (1日当たりの固定費：円/日) \times (減額率：\%)$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

#### 3) 減額率

状態ごとの減額率は表1に示すとおりである。

表1 状態ごとの減額率

状態		減額率
エネルギー回収型廃棄物処理施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	20%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能であった日	100% (支払い停止)
マテリアルリサイクル推進施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をヤードで受け入れ不能であった日	100% (支払い停止)

## 2-2. 運営モニタリング（運転継続型減額措置）

### （1）モニタリング方法

本組合は、業務委託期間を通じ、本件業務の実施状況についてモニタリングし、要求水準書等に定められた業務を確実に履行しているかについて確認する。

モニタリングは、業務マニュアル、業務実施計画書（以下、総称して「業務マニュアル等」という。）に基づき、運営管理事業者が業務の管理及び確認を行った上で、本組合はその報告に基づき確認を行う。

#### 1) 書類による確認

運営管理事業者は、本件業務に係る各業務に関して表2に示す各書類について、それぞれの提出時期までに本組合へ提出して、要求水準書等の内容の達成状況について承諾を受ける。

表2 提出書類及び提出時期

No.	提出書類	提出時期
1	業務マニュアル等	実運営期間開始日の90日前まで
2	業務計画書	翌事業年度開始日の30日前まで
3	月間運転計画書等	当該月の前月20日まで
4	業務報告書（日報）	当該日の翌開庁日まで
5	業務報告書（月報）	当該月の翌月10日まで
6	業務報告書（年報）	翌事業年度開始20日後まで
7	会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書等	決算の確定後1か月以内
8	その他本組合が必要とする書類	随時

#### 2) 現地における確認

本組合は、本件業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。運営管理事業者は、本組合の現地における確認に必要な協力を行うこと。

### （2）具体的なモニタリングの手順

本件業務のモニタリングの手順及び運営管理事業者と本組合の作業内容は表3に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、運営管理事業者が提供するサービスの方法に依存するため、特定事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表3 本件業務に関する具体的なモニタリング手順（案）

	運営管理事業者	本組合
計画時	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件工事完了前に業務マニュアル等を作成し、本組合へ提出する。</li> <li>業務実施計画書、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、本組合へ提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務マニュアル等を運営管理事業者と協議し、内容を確認して承諾する。</li> <li>業務実施計画書等の様式を運営管理事業者と協議し、内容を確認して承諾する。</li> </ul>
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務報告書（日報）を本組合へ提出する。</li> <li>本件事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに本組合に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務報告書（日報）の内容及び業務水準を確認して承諾する。</li> </ul>

	運営管理事業者	本組合
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務報告書（月報、年報）を提出する。</li> <li>・財務諸表等を提出する。</li> <li>・モニタリング結果を公表する場合は、本組合へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を運営管理事業者へ通知する。</li> <li>・定期的に施設巡回、業務監視、運営管理事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。</li> <li>・モニタリング結果に基づき、施設運営費の支払いを行う。</li> </ul>
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、運営管理事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。</li> <li>・本組合が改善勧告を行った場合、運営管理事業者からの改善勧告に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。</li> <li>・必要に応じて、副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化する企業等へヒアリングを行い、事実確認を行う場合がある。</li> </ul>

※モニタリングの実施に際し、本組合が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、本組合が負担し、それ以外に運営管理事業者のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む。）については、運営管理事業者が負担する。

### （3）改善勧告及び減額対象

#### 1）改善勧告レベルの判断基準等

本組合は、本件業務が要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合は、次に示す改善措置レベル基準に従い、その改善措置レベルの判断を行い、運営管理事業者に通知する。

表 4 改善措置レベルとその基準

レベル1：本件施設の施設運営に軽微な支障がある場合等
レベル2：本件施設の施設運営において明らかに重大な支障がある場合等
レベル3：本組合の承諾なく要求水準書等に反する行為を行った場合、又は不法行為、虚偽の報告を行った場合等

表5 改善措置 レベル別の事象例（一部）

改善措置レベル	事象例（一部）
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件業務の怠慢</li> <li>・ 本組合職員、関係者への対応・連絡不備</li> <li>・ 提出書類の軽微な不備</li> <li>・ 書類の提出遅延</li> <li>・ 重大な支障はないが、必要な本件業務の未実施</li> <li>・ 故障等による一部の設備の短期間の停止（停電、断線等の放置を含む）</li> <li>・ 作業場所等の整理状況が悪い状態の放置</li> <li>・ 各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合</li> <li>・ 改善指示を行うような懸念事項を生じさせた場合等</li> <li>・ 本件事業の実施に関して軽微な支障があると判断した場合等</li> </ul>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件業務の故意による放棄</li> <li>・ 本組合職員・関係者との故意の連絡・報告未実施（長期にわたる連絡不通等）</li> <li>・ 各種業務計画書の記載内容の未実施を原因とした故障による設備の停止</li> <li>・ 長期間にわたる業務従事者の不在</li> <li>・ 合理的な理由のない不具合等の放置</li> <li>・ 頻発する故障等に対して必要な対策等の未実施</li> <li>・ 設備使用不可の放置</li> <li>・ 本組合職員からの指導・指示への未対応</li> <li>・ 備品（かぎ等）、帳簿類等の紛失</li> <li>・ 法定点検を含む点検業務の未実施</li> <li>・ 必要な修繕の未実施</li> <li>・ 本組合が本件事業とは別途に発注する委託、工事等において、本件事業が関連する事項に対し協力しない場合</li> <li>・ レベル1に該当する場合で、注意喚起をしてもなお改善が認められないと本組合が判断した場合等</li> <li>・ 本件事業の施設運営に関して重大な支障があると本組合が判断した場合等</li> </ul>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類への虚偽の記載、又は事前の承認を得ない変更</li> <li>・ 業務計画書や運営管理業務委託契約等に基づき本組合が提出を求めた書類について、正当な理由なき未提出又は虚偽の報告</li> <li>・ 安全管理の不備による人身事故の発生</li> <li>・ 公害防止基準等の遵守違反</li> <li>・ レベル2に該当する場合で、改善勧告の手続きを経てなお改善又は復旧が認められないと本組合が判断した場合等</li> <li>・ 本件事業の実施に関して重大な支障があると本組合が判断した場合等</li> </ul>

2) 注意喚起

本組合は、要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当する恐れがある場合、運営管理事業者に対して、当該業務の改善又は復旧を行うように注意を行うものとす

る。

運営管理事業者は、本組合から注意を受けた場合、速やかに改善又は復旧の対策を行うこととする。対策後も改善又は復旧が見込まれない場合には、本組合は文書による嚴重注意を行うものとする。

ただし、運営管理事業者が改善又は復旧の対策を行わない場合もしくは要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル2又はレベル3に該当すると判断した場合、直ちに改善勧告を行うものとする。

### 3) 改善勧告による改善又は復旧

本組合は、運営管理事業者が改善又は復旧の対策を行わない場合もしくは要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル2又はレベル3に該当すると判断した場合は、速やかにその旨を運営管理事業者へ通知するとともに、運営管理事業者は原因の究明に努め、要求水準を満たすよう、本件施設の補修、運営管理業務の改善等を行わなければならない。

#### ① 施設の運転停止

本組合は、(3) - 3) と併せて必要と認めるときは、運営管理事業者に本件施設の全部又は一部の運転の停止を指示するものとし、運営管理事業者はこれに従わなければならない。

これにより運転停止となった場合の減額は運転停止型減額措置による。

#### ② 改善復旧期間

本組合は、運営管理事業者に対し、当該通知から60日以内に同項に定める本件業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、本件業務の改善等につき、当該通知から最長60日の改善復旧期間を運営管理事業者に与えるものとする。

#### ③ 改善復旧計画書

運営管理事業者が運営管理業務委託契約に基づく債務を履行しないときは、本組合は、運営管理事業者に対し、60日を超えない期間を定め、当該期間内に不履行を改善し、運営管理業務委託契約の定めに従い債務を履行すること、又は不履行を改善するために本組合が適当と認める内容の改善復旧計画書を本組合に提出することを請求することができる。

#### ④ 改善措置の確認

運営管理事業者は、③の規定による本組合の請求に従い不履行を改善したときは、本組合の確認を受けなければならない。

#### ⑤ 改善措置の義務

運営管理事業者は、本組合が適当と認める内容の改善復旧計画書を本組合に提出したときは、当該改善復旧計画書の内容を誠実に履行しなければならない。

### (4) 減額の方法

#### 1) 減額の措置を講じる状態

本項に定める減額は、運転を継続できるが、運営管理事業者の運営管理業務水準が要求性能の未達及び運営管理業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合。つまりレベル2の改善勧告において改善復旧期間を経過した場合、またはレベル3の改善勧告が行われた場合が該当する。

#### 2) 減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの固定費：円/日) × (改善未確認日数：日) × (減額率：%)

ただし、「1日当たりの固定費：円/日」とは、年間の固定費を当該年度の日数で除した額とする。

また、改善未確認日数の起算日は、レベル2の場合には改善復旧期間満了日の翌日、レベル3の場合には改善勧告日当日とする。

#### 3) 減額率

改善未確認日数ごとの減額率は表6に示すとおりである。

表6 改善未確認日数と減額率

改善未確認日数 ※レベル2：決定改善期間満了日の翌日を起算日 レベル3：改善勧告日当日を起算日	減額率
10日目まで	10%
11日目から30日目まで	30%
31日目以降	50%

### 3. 本件施設の周辺環境モニタリング

本組合は、自らの費用において、本件施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。なお、運営管理事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

### 4. 地元経済貢献額達成状況のモニタリング

#### (1) 地元経済貢献額（本件工事関係）

##### 1) 設計施工事業者における地元経済貢献額の算出

設計施工事業者は、技術提案書で提案した地元経済貢献額（以下「提案地元経済貢献額」という。）と、実際の実績地元経済貢献額を確認し、提案地元経済貢献額の達成状況等を取りまとめた報告書等を本組合との協議により定めた対象期間毎に本組合に提出する。

##### 2) 本組合における提案地元経済貢献額の達成状況の確認

本組合は提出された報告書等を確認した結果、実績地元経済貢献額が提案地元経済貢献額を下回っていた場合、設計施工事業者は直ちに改善計画を作成し、本組合の承諾を受けなければならない。この場合、設計施工事業者は、承諾された改善計画に基づき自らの責任と費用負担において必要な改善等を行い、本件工事の施設引渡し前までに提案地元経済貢献額を達成しなければならない。

本件工事の施設引渡しまでの間において、提案地元経済貢献額の未達が認められた場合、設計施工事業者は未達分に相当する金額を違約金として本組合に対して支払う。

$$(\text{違約金}) = (\text{提案地元経済貢献額}) - (\text{実績地元経済貢献額})$$

ただし、設計施工事業者が求めかつ運営管理事業者が応諾した場合は、本組合は提案地元経済貢献額の未達分に相当する金額を運営管理業務委託契約書に定める提案地元経済貢献額に加算できる。

#### (2) 地元経済貢献額（運営管理業務関係）

##### 1) 運営管理事業者における地元経済貢献額の算出

運営管理事業者は提案地元経済貢献額と実績地元経済貢献額を確認し、提案地元経済貢献額の達成状況等を取りまとめた報告書等を逐次本組合に提出する。

##### 2) 本組合における提案地元経済貢献額の達成状況の確認

本組合は提出された報告書等の内容を確認する。確認した結果、当該年度において、実績地元経済貢献額が提案地元経済貢献額を下回っていた場合、その差額を当該年度の固定費から控除して支払う。

$$(\text{減額}) = (\text{提案地元経済貢献額}) - (\text{実績地元経済貢献額})$$

さらに当該年度の固定費の3%に相当する違約金の支払いを請求できる。

$$(\text{違約金}) = (\text{該当年度の固定費}) \times 3\%$$

ただし、提案地元経済貢献額の未達が運営管理事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営管理事業者が明らかにし、本組合が認めた場合には、この限りではない。

また、受注者の改善計画により業務委託期間終了までに提案地元経済貢献額が達成可能と本組合が判断した場合は、減額及び違約金の支払いについては適用しない。

## 5. 設計・施工モニタリング

### (1) モニタリング方法

本組合は、工事期間を通じ、設計施工事業者が行う本件工事の状況をモニタリングするものとする。

モニタリングは、設計施工事業者が要求水準書等に基づき工事の管理及び確認を行った上で、設計施工事業者が自ら確認し、本組合はその報告に基づき確認を行う。

#### 1) 書類による確認

設計施工事業者は、本件工事に関して表7に示す各書類について、それぞれの提出時期までに本組合に提出して、要求水準及び技術提案内容の達成状況について承諾を受ける。

なお、本件工事の着手前に必要な建築士法、建設業法関連の写し、関係官庁への届出書類、監理技術者や管理技術者の通知等は別途、期日までに提出すること。

表7 提出書類及び提出時期

No.	提出書類	提出時期
1	全体工程表	設計開始前
2	実施設計図書 (建設工事要求水準書に示した図書)	設計完了後
3	施工計画書	建設工事着手前
4	工事管理報告書	建設工事中の日報、週報、月報、年報(定点写真含む)
5	施工承諾函	随時
6	各種検査要領書及び検査結果報告書	随時
7	出来形及び出来高報告書	各事業年度終了時
8	試運転実施要領書、予備性能試験及び引渡性能試験要領書	各試験着手前
9	試運転報告書、予備性能試験及び引渡し性能試験成績書	各試験完了時
10	完成図書及び完成届出書	建設工事完了時
11	その他本組合が必要とする書類	随時

#### 2) 現地における確認

本組合は、完成検査時点において要求水準書等を満たしていることの確認が極めて困難である場合及び同時点において要求水準書等を満たしていない場合に、その改善措置等を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、若しくは施工品質を確保する上で特に重要な場合等で、施工の各段階で本組合が必要と認めた時には、設計施工事業者の工事内容が、表7で提出された各種書類、要求水準書等に準じているかの確認を行う。本組合が現地における確認を行う場合には、設計施工事業者は立ち会うものとする。

なお、その際、本組合は必要に応じて施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行う。その確認又は復旧に係る費用は、設計施工事業者の負担とする。

また、本組合は、現場搬入前に機器類の検査を実施するものとし、設計施工事業者は、必要な検査、立ち会いを行うものとする。

#### 3) 具体的なモニタリングの手順

本件工事の具体的なモニタリングの手順は、表8及び図1に示すとおりである。

表8 本件工事に関する具体的なモニタリング手順（案）

No.	設計施工事業者	本組合
1	・設計の着手にあたり、全体工程表を本組合へ提出する。	・設計施工事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
2	・設計図書一式の作成を行い、本組合へ提出する。	・要求水準書等に基づき設計していることについて、設計施工事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
3	・設計完了後、実施設計図書等を本組合へ提出する。	・完了検査を行う。
4	・建設の実施にあたり、施工計画書及び工事管理報告書の様式の作成を行い、本組合へ提出する。	・設計施工事業者と協議し、内容を確認して承諾する。 ・各種許認可の取得状況等を確認して承諾する。
5	・工事管理の状況の報告として、工事管理報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、本組合へ提出する	・内容を確認し、必要に応じて設計施工事業者と協議する。 ・設計施工事業者が行う工程会議へ出席するとともに、随時、工事現場での施工状況の内容を確認して承諾する。
6	・施工承諾図を作成し、本組合へ提出する。	・設計施工事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
7	・建設に係る試験又は検査が実施される場合、事前に要領書を策定し、本組合の承諾を得る。試験又は検査の実施後には成績書を本組合に提出する。	・当該試験又は検査に立ち会う。 ・当該試験または検査の要領書、成績書等の内容を確認して承諾する。
8	・各事業年度終了時（施設完成年度を除く）には、出来形及び出来高報告書を作成し、本組合に提出する。 ・部分竣工が必要な場合は、その都度出来形及び出来高報告書を本組合へ提出する。	・出来形及び出来高検査を行う。
9	・試運転実施要領書、予備性能試験及び引渡性能試験要領書を作成し本組合へ提出する。 ・試運転、各性能試験実施後には、成績書を提出する。	・設計施工事業者と協議し、内容を確認して承諾する。また、試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の立会いを行う。試運転、各性能試験実施後に提出される成績書の内容を確認して承諾する。
10	・施設完成後、完成図書及び完成届出書を作成し、必要な書類を添えて、本組合へ提出する。	・完成検査を行う。

(2) 是正措置等

1) 改善勧告

本組合は、設計施工事業者の責に帰すべき事由により本件工事の履行状況が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、設計施工事業者に対して直ちに改善又は復旧を図るよう改善勧告をすることができ、設計施工事業者はこれに従うものとする。

また、設計施工事業者の責めにより請負代金の支払いが遅れた場合に生じる一切の損失は、設計施工事業者が負うこととする。

2) 契約解除

本組合は、再度の改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

また、予定工期中の施設完成が不可能と見込まれる等相応の理由がある場合においても同様に、本組合は契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

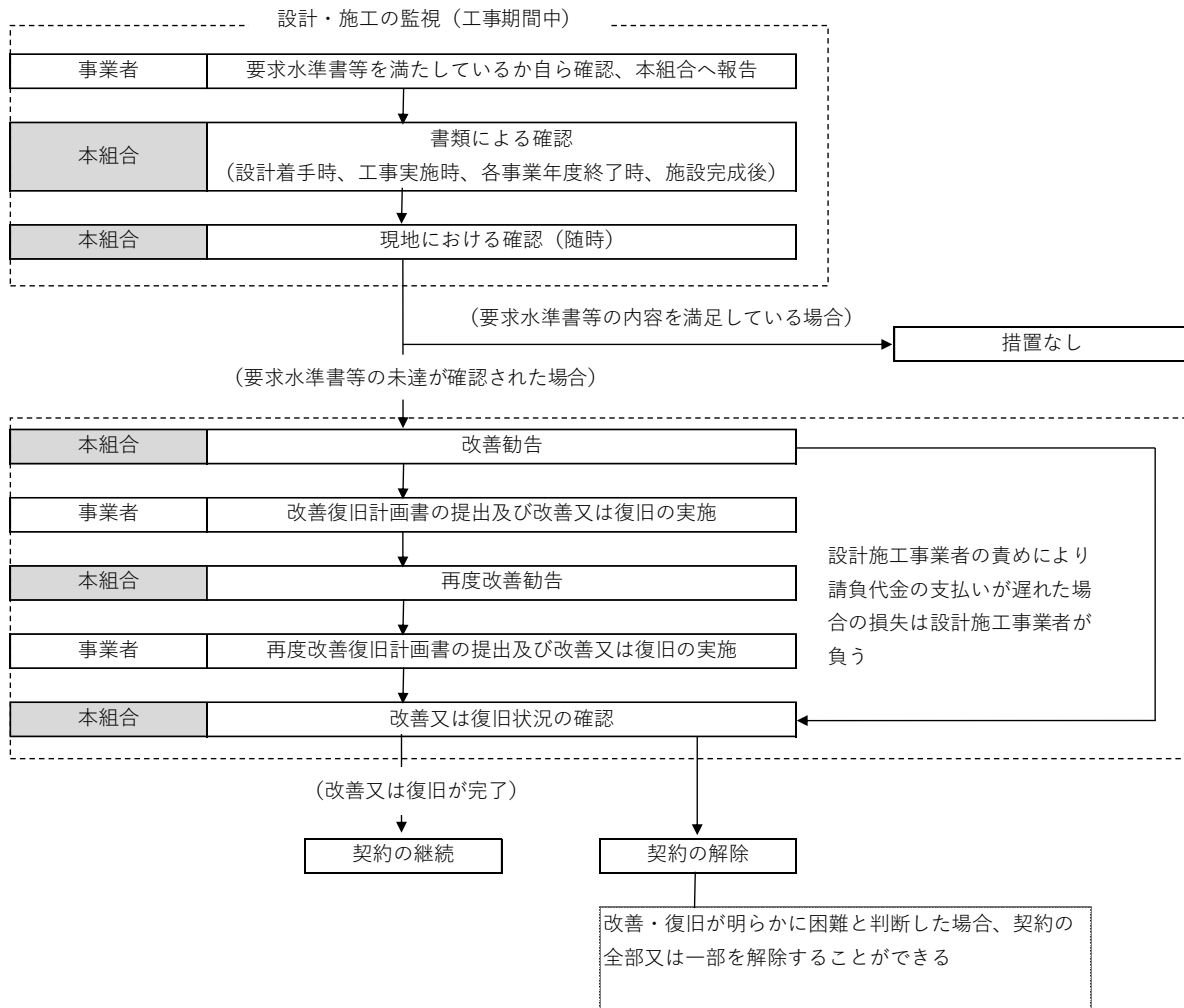


図1 本件工事に関するモニタリングの流れ

## 別紙2 本件事業に係るリスク分担

本件事業に係る本組合と事業者のリスク分担について、以下に示す。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		本組合	事業者
共通	入札書類リスク	○	
	契約締結リスク	○	
		○	○
	計画変更リスク	○	
	用地確保リスク	○	
	近隣対応リスク	○	○
		○	
	法令等の変更リスク	○	
			○
	政策変更リスク	○	
	税制度変更リスク	○	○
		○	
	許認可遅延リスク	○	○
			○
		○	
	入札参加リスク		○
	事故の発生リスク		○
		○	
	交付金リスク		○
		○	
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	○		
		○	
第三者賠償リスク		○	
	○		
環境保全リスク		○	
	○		
物価変動リスク	○	△	
	○	△	
不可抗力リスク	○		
	○	△	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本組合	事業者	
設計段階	設計変更リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	事業者が実施する業務に起因して発生するもの		○	
	上記以外の要因によるもの	○		
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	事業者が実施する業務に起因して発生するもの		○
		上記以外の要因による工事費の増大	○	
	工事遅延リスク	事業者が実施する業務に起因して発生するもの		○
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
	一般的損害リスク	事業者の事由により、工事目的物、材料に関して生じた損害		○
		上記以外の要因によるもの	○	
性能リスク	建設工事要求水準書への不適合（施工不良を含む）		○	
既存の施設への影響リスク	事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害		○	
	上記以外の要因によるもの	○		
試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○	
	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○		
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以上の変動）	○	
		受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以内の変動）		○
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
	副生成物等の処理リスク	焼却残渣の運搬、処分（再資源化含む）に関するもの	○	
		金属等の運搬、再資源化に関するもの	○	
	不適物混入リスク	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
事業者の善管注意義務違反の場合			○	
性能未達リスク	施設が特定事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○	
	本組合の事由により特定事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○		

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本組合	事業者	
運営段階	施設契約不適合リスク		○	
	技術革新	新技術採用のための費用増大（本組合が求める場合）	○	
		新技術採用のための費用増大（事業者が提案する場合）		○
	売電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動	○	
		発電量の変動に関する費用変動 （計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にある場合）		○
	利用者リスク	発電量の変動に関する費用変動 （計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にない場合）	○	
		事業者が実施する業務に起因して発生するもの		○
	施設破損リスク	上記以外の要因によるもの	○	
		事業者の責により発生した事故・火災等の修復等に係るもの		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
事業終了時	第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○		
	施設の性能確保リスク		○	
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大		○
事業終了時の諸手続きに係る本組合の事由による費用増大		○		

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 基本的には本組合の負担となり、一定範囲内（特定事業契約書に記載）においては事業者の負担とする。